

見守り 新鮮情報

消費生活センターを名乗る人から電話があり「年金の個人情報が流出してあり、空き巣に入られるケースが増えている。あなたの情報が新聞に全部書いてある。

消費生活センターなら
無料で削除するこ
とができる」と言わ
れたので、「あやし
い」と思い、こちらか
ら電話を切った。

(70歳代 女性)



日本年金機構の 個人情報流出に便乗した 電話に注意

ひとこと助言



- 「あなたの年金情報が流出している」「流出した年金情報を削除できる」などといった不審な電話や勧誘があっても、相手にせずすぐに電話を切ってください。
- この件に関して、日本年金機構や消費者庁、国民生活センター、消費生活センター等の職員から消費者へ電話やメールで連絡をすることはございません。
- 少しでも不安を感じたら、すぐにお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第224号（2015年6月9日）発行：独立行政法人国民生活センター

見守り 新鮮情報

事例1 「マイナンバー制度の導入に伴い、個人情報を調査中である」と言って、女性が来訪し、資産や保険の契約状況などを聞かれた。本当に行政機関がそのような調査をしているのか。

(60歳代 女性)

事例2 若い男性から
「マイナンバーが順次届い
ており、みんな手続きをし
ているが、あなたは手続き
したか」との電話があった。
「まだしていない」と答える
と、「早く手続きをしない
と刑事問題になるかもし
れない」と言われ、不
審に思った。

(70歳代 男性)



マイナンバー制度に 便乗した詐欺に注意

ひとこと 助言



- マイナンバーの通知や利用手続き等で、国や自治体の職員が家族構成、資産や年金・保険の状況等を聞くことはありません。
- 不審な電話はすぐに切り、来訪の申し出があっても断ってください。
- 万が一金銭を要求されても決して支払わないようにしましょう。
- 少しでも不安を感じたら、すぐにお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください（消費者ホットライン188）。

なお、マイナンバー制度の問い合わせは、内閣府のマイナンバー総合フリーダイヤル0120-95-0178で受け付けています。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第235号（2015年10月20日）発行：独立行政法人国民生活センター

消費者安全法

総則

消費者教育の推進 国及び地方公共団体の責務として、**消費者教育の推進**等を通じて消費者安全の確保を図ることを明記（第4条第6項）

消費生活相談等の事務の実施、消費生活センターの設置等

都道府県・市町村による消費生活相談等の事務の実施（第8条～第9条）

- 都道府県による、市町村の消費生活相談等の事務の**共同処理**等に関する必要な調整
- 事務を適切に実施できるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に**委託**
- 国及び国民生活センターは、**研修**等必要な援助を実施
- 秘密保持義務規定（国民生活センター役職員についても同様の規定。国セン法第9条）

消費生活センターの設置等（第10条～第11条）

- 消費生活センターの組織運営等について、内閣府令で定める基準を参考し**条例**整備
- 消費生活センター等に**消費生活相談員**を置く
 - 事業者に対する消費者からの苦情に係る相談・あっせんに従事する者
 - 消費生活相談員資格試験に合格した者又はこれと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると都道府県知事又は市町村長が認めた者から任用
- 都道府県は、都道府県の消費生活相談員の中から、**指定消費生活相談員**（市町村の消費生活相談に関し助言、協力、情報の提供その他の援助を行う）を指定

地方公共団体の長に対する情報の提供

消費生活上特に配慮を要する消費者に関する情報提供（第11条の2）

- 内閣総理大臣、国民生活センター及び地方公共団体が、他の地方公共団体に対し、**消費生活上特に配慮を要する消費者**に関する情報を提供

消費者安全の確保のための協議会等

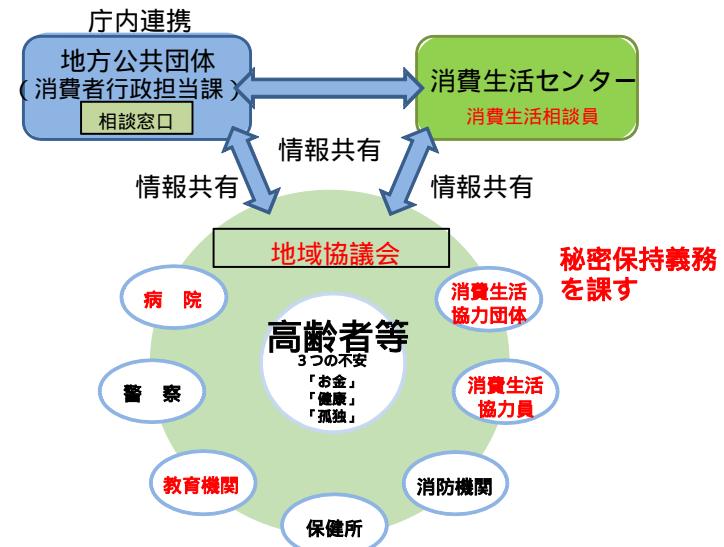
消費者安全確保地域協議会（第11条の3～第11条の6）

- 国及び地方公共団体の機関、病院、教育機関、消費生活協力団体又は消費生活協力員等により、**消費者安全確保地域協議会**を組織
- 協議会は、**消費生活上特に配慮を要する消費者の見守り**等必要な取組を行う
- 秘密保持義務規定

消費生活協力団体及び消費生活協力員（第11条の7及び第11条の8）

- 消費者の利益の擁護又は増進を図るために活動を行う民間の団体又は個人のうちから、**消費生活協力団体**及び**消費生活協力員**を委嘱
- 秘密保持義務規定

地方消費者行政の連携イメージ



登録試験機関

登録の要件等（第10条の3第1項、第11条の9～第11条の12）

- 内閣総理大臣は、登録要件（適切な試験委員の配置等）に適合する法人から申請があったときは、消費生活相談員資格試験に関する**登録試験機関**として登録しなければならない

登録試験機関に対する監督等（第11条の13～第11条の24）

- 試験業務規程の認可、試験委員の届出
- 財務諸表の備付け等、改善命令等、登録の取消し、報告・立入調査等

附則

経過措置（附則第3条） 内閣府令で定める基準に適合する者〔消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー又は消費生活コンサルタントの資格保有者〕について、

- 消費生活相談業務その他これに準ずる事務に従事した一定の経験を有する者は、消費生活相談員資格試験合格者とみなす
- 講習を修了した者は、施行後5年内に限り合格者とみなす

施行期日：平成28年4月1日

（指定消費生活相談員については、平成31年4月1日）

消費者安全確保地域協議会

- ・高齢者、障害者、認知症等により判断力が不十分となった人などの消費者被害を防ぐため、地方公共団体及び地域の関係者が連携した**消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）**を構築

【背景】

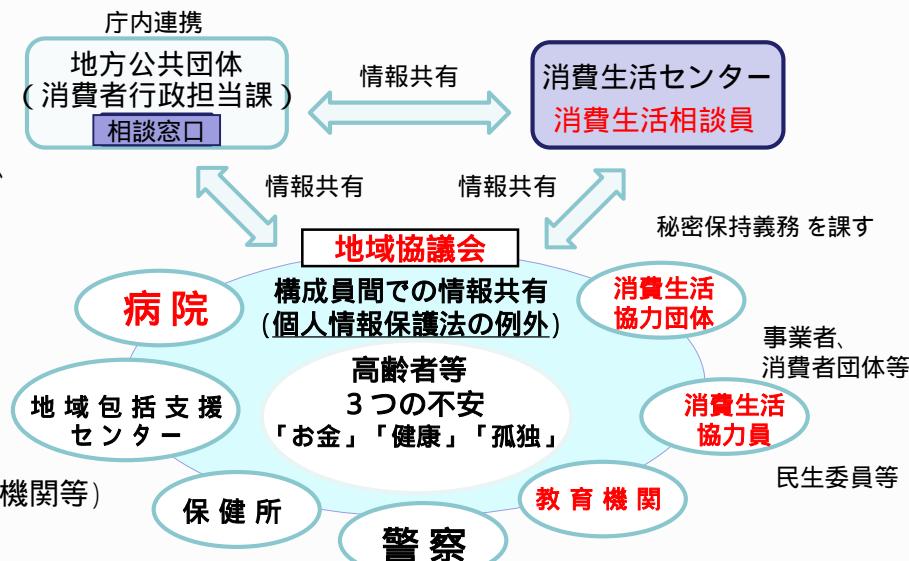
- ・認知症の方を含め、高齢者等を中心に消費者トラブルが増加、悪質化・深刻化
- ・相談体制の整備に加え、**消費生活上特に配慮を要する消費者**に対する
更なる取組が必要

消費者安全法の改正(昨年6月成立)により、地域で高齢者等を見守るための**消費者安全確保地域協議会**を組織することが可能に

【制度の概要】

- ・協議会の役割:構成員間での必要な**情報交換、協議**
- ・構成員の役割:消費生活上特に配慮を要する消費者と適当な接触を保ち、その状況を見守ることその他の必要な取組を実施
- ・構成員:
 - ・地方公共団体の機関(**消費生活センター**等)
 - ・医療・福祉関係(病院、地域包括支援センター、介護サービス事業者、保健所、民生委員・児童委員等)
 - ・警察・司法関係(法テラス、弁護士、司法書士等)
 - ・教育関係(教育委員会等)
 - ・事業者関係(商店街、コンビニ、生協、農協、宅配事業者、金融機関等)
 - ・消費者団体、町内会等の地縁団体、ボランティア
- ・他分野のネットワークとの連携(福祉、防災等)

「見守りネットワーク」における地域の連携イメージ



【今後の取組】

- ・地方公共団体における消費者安全確保地域協議会の設置促進
人口5万人以上の全市町
(「地方消費者行政強化作戦」(平成27年3月))

【安倍内閣総理大臣挨拶】

(消費者支援功労者表彰表彰式 平成27年5月26日)
「高齢者からの相談がこの5年間で約6割増加するなど、消費者被害が深刻化していることから、地域でのつながりを強化し、高齢者を見守る仕組みを作ることが必要です。政府としても、こうした地域の連携ネットワークを今後5年間で全国に整備してまいります。」 8